

医政地発0801第3号  
令和元年8月1日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局地域医療計画課長  
（ 公 印 省 略 ）

### 中央医療対策協議会の取りまとめに係る対応依頼について

「医療従事者の需給に関する検討会医師需給分科会」の第2次中間取りまとめでは、「厚生労働省においては、都道府県がより実効的な医療政策を講じることができるよう、研修の実施や人事上の配慮等について、都道府県の人材育成が進むような適切な対応を検討すべき」とされており、「医療法及び医師法の一部を改正する法律」（平成30年法律第79号）の国会審議における附帯決議においても、「医師偏在対策に携わる都道府県職員が医療政策に精通し、医師養成を行う大学や地域の医療機関等と協力・連携しながら地域の実情に即した対策を進めることができるよう、都道府県に対し適切な支援を行うこと」とされています。

これらを踏まえ、厚生労働省医政局において昨年9月に中央医療対策協議会を設置しました。都道府県における医療政策人材の養成・確保等の在り方、医療政策人材の養成・確保に係る国・都道府県・研究機関・大学等の関係機関の連携の在り方等について議論を行い、今般、本協議会における議論の成果を別添のとおり取りまとめることとしましたので、通知します。

貴職におかれては、内容について十分御了知の上、管内市町村（特別区を含む。）を始め、関係者、関係団体等に周知いただくとともに、その取扱いに遺漏なきようお願いいたします。

なお、各都道府県総務部長、公益社団法人日本医師会及び各国公私立大学医学部宛てにも別添を送付していることを申し添えます。

## これまでの議論の整理

令和元年 8 月 1 日  
中央医療対策協議会

わが国は既に「超高齢・人口減少社会」に突入しているが、今後そのスピードが加速するとともに、一人暮らし高齢者が急増するなど世帯構造も大きく変化する。人口構造の変容をはじめ医療を取り巻く環境は急速に変わっており、そうした変化に適切に対応し医療政策の舵を切ることが迫られている。

国においては、「団塊の世代」がすべて 75 歳以上となる 2025 年に向け、病床の機能分化・連携を進めるための地域医療構想の実現を促進するとともに、地域包括ケアの推進を図っている。また、地域における医師確保を目的として、昨年 7 月に「医療法及び医師法の一部を改正する法律」を成立させるなど、医療提供体制の整備に向けた取組を進めている。さらには、高齢者数がピークを迎える 2040 年に向けた生産性の向上、医師の働き方改革の推進など、より一層の取組強化が不可欠である。

その実行に当たって、地方自治体や地域の医療関係者との協働・連携を欠かすことはできない。医療資源の分布、人口密度や高齢化の状況、地理的条件や歴史的背景は、地域ごとに大きく異なるからである。また、今日、「治す医療」から「治し、生活を支える医療」が強調されているが、そのためには、保健・介護・福祉・住宅さらに地域づくりまで視野に入れ、総合的かつ戦略的に医療政策を展開することが求められる。さらに、これまでの医療政策の推進手法としては診療報酬が重要視されてきたが、地域医療構想や医師確保計画等の計画的な手法や地域医療介護総合確保基金など医療政策の手法が多様化している。このため、広域自治体である都道府県は、医療政策の推進においてこれまで以上に大きな役割を担い、国との協働、大学や医師会等の地域の医療関係者、市町村との連携を深めていく必要がある。

こうした複雑・多様化する医療政策を的確に遂行するためには、医療政策人材の育成・確保は欠かすことはできない。これについては、前述の「医療法及び医師法の一部を改正する法律」の附帯決議においても、「医師偏在対策に携わる都道府県職員が医療政策に精通し、医師養成を行う大学や地域の医療機関等と協力・連携しながら地域の実情に即した対策を進めることができるよう、都道府県に対し適切な支援を行うこと」が指摘されており、都道府県における高度な企画・調整力を有する医療政策人材の育成は喫緊の課題として認識されている。

中央医療対策協議会では、都道府県における医療政策人材の育成・確保について、国による支援の在り方や関係団体間の連携の在り方等の検討を重ね、今般、以下のとおり議論の整理を行うこととした。

## 1. 議論の方向性

○ 近年、医療政策は、地域医療構想に加え、地域医療構想と整合性を持って進めること

が求められる地域での医師確保対策や、2024年度から施行される医師の働き方改革など、多面化してきており、それぞれの関連性を理解しながら政策を実行していくことが重要となってきた。また、地域包括ケアの推進に当たっては、介護をはじめとした関係分野との連携の視点も欠かせない。

医療政策の実行に当たっては、以上の観点から、大学、医師会や医療機関等の地域の医療関係者、国や市町村との連携・調整が必須となる。

また、医療政策の実行に際し、住民や医療関係者等の理解を得て、正しく政策を進める上では地域医療データの分析・活用も求められる。

- 以上を踏まえれば、都道府県の医療政策人材として
  - ・ 医療政策全体にわたる総合的な知識を取得し、医療政策の相互関係を理解でき、俯瞰的な視点に立つことのできる人材
  - ・ 大学、医師会や医療機関等の地域の医療関係者と情報共有と意思疎通を図ることができる人材
  - ・ データも活用しながら医療政策を企画・立案できる人材が求められている。
  
- 度重なる医療制度改革と都道府県の役割の増大に伴い、こうした極めて広範な知識・能力を有する都道府県人材が求められるようになってきているが、従来型の短期間ローテート・OJT型の育成では対応が難しくなっているとの懸念がある。
  
- また、医療制度改革の内容については、都道府県職員と連携する医療従事者の理解も深め、議論の土台を合わせていくことが重要である。
  
- このため、以下の基本的な方針に沿って、国、都道府県、地域の医療関係者の役割について一定の整理を行った。
  - ・ 医療政策部局の職員等に対し必要な知識・技能を身につけるための研修の場を提供し、医療従事者にも開放すること
  - ・ 大学等の医療関係者等との連携を深めるという観点にも着目すること
  - ・ データ分析等の専門的な領域については外部のサポートも活用すること

## 2. 関係者の取組

- ① 国による支援策
  - これまでは、医療政策を基礎から総合的に学ぶ機会が必ずしも十分に確保されてこなかった。医療提供体制改革の全国レベルでの推進に向けて、国は、医療提供体制改革に責任を有する立場から、効果的な研修の仕組みを整えるべきであり、今年度中に研修プログラムの開発に着手し、早期に研修の場を確立する必要がある。
  
  - 研修の場の設置に向けては、以下の点を踏まえたものとするのが求められる。

- ・ 都道府県職員の利便性を考慮し、遠隔学習と、集合研修や実地実習とを組み合わせるものとする。なお、遠隔学習の環境整備を都道府県に促すこと。
  - ・ 都道府県の定員事情が厳しい状況を勘案し、集合研修や実地実習はできるだけ短期間なものとし、内容に応じてブロック単位で開催するなどの配慮を行うこと。
  - ・ 歴史的経緯や将来の展望に至るまで医療政策を体系的に学ぶことができる内容とすること。さらに、医療が地域の産業・雇用・交通等と関係していることから、地域づくりの観点も含めること。
  - ・ 単に知識のみを身につけるのではなく、関係者との調整能力等も身につけることができる内容とすること。
  - ・ 都道府県職員のみならず、一市一医療圏である指定都市、中核市の職員、地域の医療関係者等が受講できるようなものとする
- また、データ分析・活用に当たり、地域にどのようなデータが存在し、どう分析すべきか等をアドバイスする存在が不可欠である。
- 大学等にこうしたアドバイス機能を有する人材が確保されている場合、都道府県等との連携の下、データに基づいた地域毎の医療政策の推進が可能であるが、そうではないケースにおいて適切なアドバイス機能を保障するため、国において医療データ分析に長けた人材を確保し、都道府県に対する支援を行う必要がある。
- ② 都道府県における取組
- 人口構造の変化等に伴う政策課題が医療を含め多分野にわたる中で、医療は地域の維持に必要不可欠な資源であるだけでなく、地域の活性化に資することから地方創生へとつながり得るものであり、特段の配慮が必要となる分野と考えられる。
- 特に、2024年度の医師の働き方改革の施行、2025年度の地域医療構想の実現、これらと整合した医師確保対策の推進など、矢継ぎ早に政策課題が提示され、医療提供体制改革のフェーズが変わってきている。求められる業務の質も、医療関係者との調整や県政を俯瞰した医療政策立案など、急速に高度化してきており、過去の延長線上の対応では対処しきれない状況にある。各都道府県に既存の地域医療支援センター等と都道府県が一体となって医療諸課題に対応する道を探ることも重要である。
- こうした観点から、都道府県の人材の育成や配置は地方自治に属するものであるとの前提に立ちつつも、以下の点について配慮が必要ではないかと考えられる。
- ・ 医療政策の研修の必要性は確実に高まっており、研修の受講ができるような人員確保や受講に必要な環境整備、医療機関等との人事交流などを行うこと
  - ・ まちづくり等の、医療政策に関連する分野の知見を有する人材が医療担当部局で活かされるよう、人事上の配慮を行うこと
  - ・ 医療関係者等との連携が今後の医療政策実施に当たり重要であるとの観点から、外部

と円滑なコミュニケーションがとれる人材を確保し、信頼感を損なわない配慮を行うこと

- ・ 都道府県は保健所を抱えていること等から、公衆衛生医師の十分な確保が望まれており、大学医学部においてPRの場を借りるなど、公衆衛生医師の積極的なリクルート活動を行うこと
- ・ 都道府県等において、医療政策間の連携を深め、また、高度な調整業務を担うことを目的とし、全体を総括する立場に公衆衛生医師を配置すること
- ・ 大学や地域の研究機関等と連携を図りながら、政策立案や調整、データ分析等を進めていくこと

### ③ 大学や医師会などの地域の医療関係者の取組

- 医療政策は、医学や公衆衛生学のほか、経済学、経営学、法学等の社会科学等の学際的取組を必要とするが、さらに地域づくりまで視野に入れればさらに多面的な分野とのコラボレーションも要求される。
- このため、大学医学部、公衆衛生系の大学院、公共政策系の大学・大学院を中心に、医療政策の研究および教育機能の充実を図ることが重要である。また、その成果を現実の政策に反映できるよう、国に対する政策提言や国が行う研修等に関して大学の協力を得ていくことに加え、都道府県に対する政策提言、データ提供、分析や活用方策に関する助言など必要な協力を行うことが望まれる。
- また、医療政策の実行に当たっては、都道府県等の行政機関や地域の医師会、大学等がしっかりと連携を行っていくこと重要である。地域医師会は、こうした局面において、地域における都道府県等の行政機関と大学等に対して能動的に働きかけ、それぞれを結びつける等、地域をまとめていくという役割が期待される。